

平成30年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第6日目（平成30年3月16日）

（午前 9時55分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席しております議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山崎瑞紀さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長より報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件、条例・予算等審査特別委員会委員長より報告1件、湯浅議員外からの意見書案7件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第3 報告第2号議案第3号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号歌志内市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、以上、平成30年3月6日、条例・予算等審査特別委員会付託、議案第20号平成30年度歌志内市一般会計予算、議案第21号平成30年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第22号平成30年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算、議案第23号平成30年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第24号平成30年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号平成30年度歌志内市病院事業会計予算、以上、平成30年3月7日、条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（本田加津子君） 一登壇一

報告第2号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第3号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第5号歌志内市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

（平成30年3月6日付託）

議案第20号平成30年度歌志内市一般会計予算。

議案第21号平成30年度歌志内市営公共下水道特別会計予算。

議案第22号平成30年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算。

議案第23号平成30年度歌志内市国民健康保険特別会計予算。

議案第24号平成30年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第25号平成30年度歌志内市病院事業会計予算。

（平成30年3月7日付託）

2、審査の経過。

3月13日、14日、15日の3日間、本特別委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

いずれも委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第3号、議案第5号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号の8件について、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第3号、議案第5号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号の8件について、一括採決をいたします。

この本件に対する条例・予算等審査特別委員長の報告は、いずれも可決すべきものであります。

本件は、条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、
議案第3号、議案第5号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号の8件は、いずれも条例・予算等審査特別委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 議案第26号平成29年度一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

議案第26号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第26号平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）。

平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は変更なし。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費11節需用費40万3,000円及び13節委託料1,680万円の増額補正は、前回の補正予算後に発生した急激な融雪などの対応による除排雪出勤回数増に伴う車両燃料費及び除雪委託料の増であります。

3項1目とも河川費15節工事請負費100万円の増額補正は、降雪量の増及び急激な融雪などによる河川の閉塞解消に伴う工事費であります。

5項住宅費1目住宅管理費15節工事請負費120万円の増額補正は、降雪量の増及び急激な融雪などに伴う雪底処理及び排雪回数増によるものであります。

15款1項1目とも予備費1,940万3,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

以上で、議案第26号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めましての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第1号から意見書案第4号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 意見書案第1号から日程第8 意見書案第4号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） —登壇—

意見書案第1号洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）、意見書案第2号新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書（案）、意見書案第3号所有者不明の土地利用を求める意見書（案）、意見書案第4号バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）、以上4件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急治水対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね3か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施設となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
2. 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体により柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
3. 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、概ね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、国土交通大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書(案)

我が国の森林面積は、国土面積の3分の2にあたる2,500万ヘクタールあり、このうち1,000万ヘクタールを占める人工林の約半数が主伐期となっている。しかし、これら人工林のうち、主伐による原木供給量は、年間成長量の約4割にとどまっており、成長量の6割強は未利用のままとなっている。

他方、林家の87%が保有面積10ヘクタール未満であるなど、小規模な森林所有者によって山林が保有されている現状にある。また、森林所有者の経営意欲が低い一方で、素材生産業者等の林業経営者が事業拡大の意欲を持っていても十分に森林確保できない現状にある。

このミスマッチを解消し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るために新たな森林管理システムを構築し、森林の管理経営の集積や集約化の推進を求める。

記

1. 森林所有者に適切な森林管理を促すために森林管理の責務を明確化すること。
2. 森林所有者が森林を管理できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託するスキームを設けること。
3. 再委託できない森林や再委託されるまでの森林は、市町村が管理できるようにすること。
4. 再委託を進めるために、路網整備、集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、農林水産大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

所有者不明の土地利用を求める意見書(案)

平成28年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上ることが明らかにされた。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する(約720万ヘクタール)所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力が掛かる。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

記

1. 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
2. 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
3. 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
4. 所有者不明土地の収用手続きの合理化や円滑化を図ること。
5. 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、国土交通大臣、法務大臣、農林水産大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書(案)

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず、全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は、平成29年2月の関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

こうした状況を踏まえ、政府におかれては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記について措置するよう求めるものである。

記

1. 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
2. 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。
3. バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
4. バリアフリー法改正後、速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、国土交通大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第1号洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書（案）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第2号について、起立により採決いたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(川野敏夫君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号所有者不明の土地利用を求める意見書(案)について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第3号について、起立により採決いたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(川野敏夫君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第4号バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書(案)については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第4号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第5号

○議長(川野敏夫君) 日程第9 意見書案第5号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番(本田加津子君) ー登壇ー

意見書案第5号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)。

上記議案を、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書(案)につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により

意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善
と雇用安定に関する意見書(案)

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっています。また、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

1. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。
2. 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。
3. 一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。
4. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

○議長(川野敏夫君) 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第5号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第6号及び意見書案第7号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 意見書案第6号から日程第11 意見書案第7号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第6号生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）、意見書案第7号過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）

厚生労働省は、新年度からの生活保護費の見直しをすすめてきましたが、食費や光熱水費にあてる生活扶助費を最大14%の引き下げ案を出しました。しかし、各界から異論と反発の声があがり、下げ幅を最大5%に縮小しました。

しかし、前回2013年度に続く削減であり、対象世帯への影響は避けられません。そもそも生活保護は、病気や失業など苦境に陥った人の命綱です。その機能を弱め、自立が困難な人たちを一層窮乏させることがあってはなりません。

児童養育費などを含めた世帯別の支給額は、札幌・江別に住む夫婦・子ども2人世帯の場合、現在月19万7千円が、本年10月から3千円減ります。旭川・函館などの夫婦・子ども2人世帯は月18万9千円が本年10月に3千円減り、20年10月までに月9千円少なくなります。また単身高齢者は月最大4千円減となります。一人親世帯に上乘せされる母子加算の減額も予定されています。これは、14年に施行された子どもの貧困対策法の趣旨とも矛盾しています。減額の根拠は、一般世帯の低所得者の消費支出を上回っているといいますが、切り下げされれば一般世帯にも跳ね返ります。しかも、現政権は19年10月に消費税を10%に引き上げるとしています。

低所得者世帯全体の底上げを図らなければならないのに、これでは経済の底が抜けてしまいます。本当に保護が必要なのに網の目からこぼれ落ちる人も少なくありません。

憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するよう、困窮世帯の現実を直視し、保護基準の向上を図られるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書(案)

安倍晋三総理は、「長時間労働をなくす」「過労死をなくす」「柔軟な働き方を可能にする」との言葉を並べ立て、「働き方改革」関連法案の成立をはかろうとしている。しかし、準備されている法案は、労働者の「働き方改革」どころか、経営者の立場に立った制度である。

「高度専門職」は労働時間や割増賃金などの規制の適用除外として残業代も支払わなくてよい「高度プロフェッショナル制度」を創設(残業代ゼロ法案)するもので、財界が長年に渡って政府に求めてきていたものである。「企画業務型裁量労働の拡大」は、どれだけ働いても「みなし時間分」の残業代しか払われない労働者を、これまで禁止されてきた営業分野にも拡大し、低賃金と過労死の温床を広げるだけである。残業時間の上限規制(月100時間未満)については、過労死の過半数が100時間以下で起きており、過労死を合法化するようなものである。このような労働法制の大改悪は断じて認められない。

さらに、改定労働契約法により、この4月から、雇用期間の定めのある労働者が、同じ会社で通算5年以上働いた場合に、本人が申し込めば無期契約に転換できるようになり、ルール通りならば400万人の有期労働者が正社員になれるはずである。しかし、5年になる前にいったん雇い止めし、6カ月以上の雇用空白期間を設けることで、無期転換できないようにする脱法行為が自動車大手や大学などで広がっている。

総理は、「非正規という言葉を一掃する」と述べ、「無期転換ルールを避ける目的で雇い止めすることは望ましくない」と国会で答弁したが、脱法行為を許さない厳格な指導とともに、法の抜け穴をふさぐ改正に踏み出すべきである。

国における「働き方改革」は、真に働く人の立場に立った改革となるよう、次の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. 「働き方改革」関連法案を撤回し、「残業は週15時間、月45時間、年360時間まで」という大臣告示を法制化し、これを超える残業を認めないこと。終業から翌日の始業時間まで最低11時間空けるインターバルを確保するなど、労働基準法の抜本改正を行うこと。
2. 雇用空白期間を設けることで、無期転換できないようにする脱法行為を許さないため、労働契約法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

○議長(川野敏夫君) 意見書案第6号生活保護費の一方的減額に関する要望意見書(案)については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第6号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第7号過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第7号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第12 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会においての審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前10時19分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 本 田 加 津 子